

職場での労使間のトラブルでお困りの労働者、事業者の皆様へ

鹿児島個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会 参加機関からのご案内

1 職場内で労使間のトラブルが発生して、困っていませんか。

労働者

解雇・退職勧奨・パワハラ・セクハラ
労働条件の引下げ・雇止め
配置転換・懲戒処分・賠償など

事業者

2 解決に向けた相談ができる機関があります(労働者・事業者いずれの立場の方も利用可能です)。

①行政機関

機 関 名	制 度 概 要	手 数 料	備 考
鹿児島労働局 雇用環境・均等室 (国の機関)	労働相談	無 料	●予約不要 ●利用時間 月～金 8:30～17:15 (祝祭日、12月29日～1月3日を除く)
鹿児島地方労務局 (国の機関)	人権相談	無 料	同 上
鹿児島県商工労働水産部 雇用労政課 (県の機関)	労働相談	無 料	●面談は要予約 ●利用時間 月～金 9:00～12:00, 13:00～17:00 (祝祭日、12月29日～1月3日を除く)
生活・就労支援センター かこしま (市の機関)	労働相談	無 料	●鹿児島市民に限る ●予約不要 ●相談受付時間 月～金 8:45～16:30 (祝祭日、12月29日～1月3日を除く)
九州運輸局 鹿児島運輸支局 (国の機関)	船員の労働相談	無 料	●電話予約をおすすめします ●利用時間 月～金 9:00～12:00, 13:00～16:00 (祝祭日、12月29日～1月3日を除く)

②行政機関以外

機 関 名	制 度 概 要	手 数 料	備 考
鹿児島県弁護士会	常設有料法律相談	1回 5,500円(税込)	●弁護士へ依頼する場合の費用は、各弁護士によって異なる。(法テラスによる費用立替制度が利用可能な場合もあり)
	労働者のための無料法律相談	初回1時間無料	●労働者のみご利用いただけます。(事業者はご利用いただけません。) ●同一内容での相談の場合、1度のみ利用となります。2回目以降の相談は、担当弁護士に要確認。
法テラス鹿児島 (日本司法支援センター 鹿児島地方事務所)	情報提供	無 料 (電話の場合、通話料は利用者負担となります。)	●利用者についての条件なし ●利用時間 面談 1回30分 電話 1回15分程度
	法律相談 (法律相談援助)	無 料	●資力要件あり (経済的に苦しい方のみ利用可) ●利用時間 1回30分
鹿児島県社会保険労務士会	労働相談	無 料	●電話相談●面談相談(要電話予約) ●利用時間 毎週火・木曜日 17:00～19:00 毎月第3土曜日 13:00～17:00(祝日を除く)
鹿児島県司法書士会	司法書士会総合相談センターでの無料相談	無 料	●電話相談●面談相談●WEB相談(要予約) ●利用時間(すべて祝日を除く) 電話相談 毎週月・水曜日 13:00～16:00 面談相談 毎月第1・第2・第3金曜日 【午前の部】9時30分～11時30分 【午後の部】13時30分～15時30分 WEB相談 毎月第3月曜日 14:00～16:00 ●鹿児島市以外でも相談可(詳細は確認ください)

(裏面に続きます。)

【ご注意ください】

このリーフレットには、それぞれの手続きの全ての特徴が記載されているものではありません。
トラブルの内容によっては、希望する手続きを利用できなかったり、他の相談窓口をご案内する場合があります。
もっと詳しい情報を知りたい方は、パンフレット(12頁の冊子)をご覧ください。パンフレットは、鹿児島労働局ホームページ(https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/kobetsu_roudou_funsou.html)にも掲載されているほか、各窓口にて配布しています。

3 紛争解決に向けたシステムがあります（労働者・事業者いずれの方も利用可能です）。

①紛争解決を援助するシステム

機 関 名	制 度 概 要		手続の有無 (手続の書面等)	費 用	備 考
鹿児島労働局 雇用環境・均等室	助言・指導	労働局の職員が公平・中立な立場から紛争解決に向けてのアドバイスをを行い、紛争当事者の話し合いによる解決を促す制度	有 (原則、書面は不要)	無 料	●強制力のない任意の制度であるため、相手方が制度に参加しない、あるいは参加により制度を運用しても、主張の隔たり等により解決に至らない場合は、処理終了となります。
	あっせん	鹿児島紛争調整委員会において、指名されるあっせん委員（弁護士）が、紛争当事者の合意形成に向けて主張の調整等を行い、紛争の解決を図る制度	有 (あっせん申請書)		
	紛争解決援助	労働局職員が男女雇用機会均等法、労働施策総合推進法、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法に関わる労使間のトラブルを法に忠実かつ客観的な立場から、当事者双方の意見を尊重しつつ、法の趣旨に沿って問題解決に必要な具体策を提示することによりトラブルの解決を図る制度	有 (原則、書面は不要)		
	調停	調停委員が、当事者である労働者と事業主双方から事情を伺い、紛争解決の方法として調停案を作成し、当事者双方に調停案の受諾を勧告することにより紛争の解決を図る制度	有 (調停申請書)		
鹿児島県労働委員会	あっせん	専門的知識を持った経験豊かな委員（公労使三者構成）が間に入り、労使双方の主張を丁寧に聴き解決策の検討を行い、助言や説得によりお互いの歩寄りを促し、話し合いによる紛争の解決を図る制度	有 (あっせん申請書)	無 料	●任意の制度（強制力なし）
九州運輸局 鹿児島運輸支局	助言・指導	船員について、運輸労務監理官が公平・中立な立場から紛争解決に向けてのアドバイスをを行い、紛争当事者の話し合いによる解決を促す	有 (原則、書面は不要)	無 料	●任意の制度（強制力なし）
鹿児島県弁護士会	ADR 紛争解決センター	弁護士が、公平・中立な立場で、申立人と相手方の双方の言い分をよく聞いたうえで、話し合いによるトラブル解決のあっせんをします。原則として2～3回の期日、3ヶ月以内の早期解決を目指します。	有 (申立書)	法律相談料：30分 5,500円 申立手数料：22,000円（定額） 成立手数料：55,000円（解決額による。成立手数料は、原則として当事者で折半） ※費用はいずれも税込	●任意の制度（強制力なし）
鹿児島県社会保険労務士会	社労士会労働紛争解決センター鹿児島	主に、労働関係諸法令の専門家である特定社会保険労務士（あっせん員）が、職場のトラブルの当事者双方の言い分を交互に聴きながら、話し合いによって、簡易、迅速、安価に円満解決を図ります。	有 (申立書)	無 料	●任意の制度（強制力なし）
鹿児島県司法書士会	ADR 司法書士会調停センター	損害賠償額が140万円以下の民事トラブルの調停手続きに限る。当事者と利害関係のない公正中立な第三者（司法書士）が、調停人として当事者双方の言い分をじっくり聴いて、専門家としての知見を生かしながら、柔軟な解決を図る話し合いの手続きです。	有 (申立書)	申立事務手数料 11,000円 調停手続実施者報酬 11,000円/1期日（原則当事者で折半） 合意手数料16,500円～55,000円（合意額による。原則当事者折半） ※費用はいずれも税込	●任意の制度（強制力なし）

②司法による解決システム

機 関 名	制 度 概 要		手続の有無 (手続の書面等)	費 用※ (要求額50万円の場合)	備 考
鹿児島地方裁判所 (支部・管内簡易裁判所を含む。)	労働審判	原則3回で審判 (地方裁判所本庁のみ)	有 (簡易裁判所の申立関係書類の一部は窓口にあります)	7,000円程度	●調停による解決あり ●異議申立てにより訴訟へ移行
	民事調停	話し合いによる解決 (簡易裁判所)		3,000円程度	
	仮処分 (地位確認・賃金仮払等)	判決までの仮の措置 (140万円以下は簡易裁判所)		5,000円程度	●和解による解決あり
	訴訟 (少額訴訟を含む)	判決等による解決 (140万円以下は簡易裁判所) (少額訴訟は簡易裁判所のみ)		11,000円程度	●判決等により判断 ●和解・調停による解決あり

※ 申立手数料（収入印紙）及び郵便切手の金額です（弁護士に依頼する場合は別途弁護士費用がかかります）。

4 各機関の連絡先は次のとおりです。

機 関 名	担 当 部 署 名	所 在 地	電 話 番 号
鹿児島労働局	雇用環境・均等室	鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎2階	099-223-8239
鹿児島地方方法務局	人権擁護課	鹿児島市山下町13-10 鹿児島第3合同庁舎	099-219-2170
鹿児島運輸支局	運輸労務監理官	鹿児島市浜町2番5-1 鹿児島港湾合同庁舎2階	099-222-5660
鹿児島県労働委員会	総務課	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-3943
鹿児島県	商工労働水産部 雇用労政課	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-3188
生活・就労支援センターかごしま		鹿児島市山下町11-1 鹿児島市役所 東別館1階	099-803-9521
鹿児島県弁護士会		鹿児島市易居町2-3	099-226-3765
日本司法支援センター鹿児島地方事務所 (法テラス鹿児島)		鹿児島市金生町4-10 アーバンスクエア鹿児島ビル6階	050-3383-5525
鹿児島県社会保険労務士会	社労士会労働紛争解決センター鹿児島	鹿児島市鴨池新町6番6号 鴨池南国ビル11階	099-257-4827
鹿児島県司法書士会		鹿児島市住吉町13番1号 ハーバーフロントビル4階	099-248-8270
鹿児島地方・簡易裁判所	民事部	鹿児島市山下町13-47	099-222-7121 (代表)

鹿児島個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会

国、県、民間の14関係機関等によって構成され、個別労働紛争の解決の促進を図るため連携を図っています。事務局は、鹿児島労働局雇用環境・均等室です。 R8.7